

# 日EU協定・日英協定に基づく EU税関当局・英国税関当局からの情報提供要請 （「輸出貨物に対する事後確認」について）

「輸出貨物に対する事後確認」とは、特惠税率を適用した輸出貨物について、相手国税関当局が、各協定等の規定に基づき、その貨物が輸出締約国（日本）の原産品であるか否かについての確認を事後的に行うことをいい、日本の輸出者・生産者が情報の提供を求められることがあります。

**日EU協定及び日英協定においては、輸入締約国の税関当局からの要請に基づき、財務省税関が原産地に関する申告文に記載した日本の輸出者・生産者に対して情報提供を求めます。**

## （1）事後確認の方法

輸入締約国の税関当局の要請を受けた財務省税関から書面又は訪問により実施されます。書面には、情報提供要請対象の貨物及び確認内容が記載されています。

## （2）情報の提供

上記、情報提供要請対象の貨物が日本の原産品であるか否かを確認するため、生産に係る説明及び疎明資料（契約書、仕入書、材料表、製造工程表など）を提出していただきます。

## （3）回答期限

回答期限は、（1）の書面に記載されています。

## （4）根拠法令

財務省税関は経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二六年法律百十二号）（EPA申告原産法）に基づき、資料の提出等を求めることとしています。

※1 EPA申告原産品法に規定する主な事項  
書類の保存（第5条）、資料の提出及び立入検査等（第7条）、罰則（第12条）

- ※2 日EU協定に規定する主な事項  
運用上の協力（第3・22条）、関税上の特惠待遇の否認（第3・24条）
- ※3 日英協定に規定する主な事項  
運用上の協力（第3・22条）、関税上の特惠待遇の否認（第3・24条）

## （5）事後確認の結果

提出していただいた情報及び回答書を基に、財務省税関が産品が原産品かどうかについての意見を作成し輸入締約国の税関当局へ提供しますが、原産品か否かの最終的な判断は輸入締約国の税関当局が行うこととなります。

回答により、輸入締約国の税関当局が当該貨物について日本の原産品であることを確認できた場合には、輸入締約国の税関当局において特惠税率の適用が是認されます。

一方、期限内に回答をしない場合や提供された情報が原産品であることを確認するために十分でない場合には、輸入締約国の税関当局により、特惠税率の適用が否認されることがあるためご注意ください。

自己申告制度に係る輸出貨物に対する事後確認についてのお問い合わせは、  
下記へお願いいたします。

担当部門

財務省・税関 EPA原産地センター  
（東京税関総括原産地調査官）

メールアドレス

epa-roo-center2@customs.go.jp